令和７年度第２２回　芦屋町選挙管理委員会　議事録

日　時	令和８年１月２４日（土） 開会時間　９時２６分　　閉会時間　１０時１６分　　場所　選挙管理委員会室					
	役職	氏　名	出　欠	役職	氏　名	出　欠
	委員長	柴　田　正　裕	㊥　欠	書記長	溝　上　竜　平	㊥　欠
	委員	豊　岡　正　幸	㊥　欠	書記	石　松　健　吾	㊥　欠
	委員	池　田　すみ子	㊥　欠	書記	末　安　弘　明	㊥　欠
	委員	加　藤　まゆみ	㊥　欠			
	出席者　選挙管理委員４名　事務局３名　計　７名　欠席者　０名					

議案及び審議の結果

○第９１号　選挙時登録の要領について

全委員異議なく、原案のとおり決定した。

○第９２号　期日前投票所を定めることについて

全委員異議なく、原案のとおり決定した。

○第９３号　在外選挙人に係る期日前投票所を定めることについて

全委員異議なく、原案のとおり決定した。

○第９４号　投票所を定めることについて

全委員異議なく、原案のとおり決定した。

○第９５号　開票の日時及び場所を定めることについて

全委員異議なく、原案のとおり決定した。

○第９６号　候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて

全委員異議なく、原案のとおり決定した。

○第９７号　開票立会人決定くじを行う日時及び場所を定めることについて

全委員異議なく、原案のとおり決定した。

○第９８号　ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて

全委員異議なく、原案のとおり決定した。

○第９９号　最高裁判所裁判官国民審査の氏名等の掲示場所を定めることについて

全委員異議なく、原案のとおり決定した。

○第１００号　衆議院議員総選挙における不在者投票のための投票用紙及び不在者投票用封筒を交付する場所を定めることについて

全委員異議なく、原案のとおり決定した。

○第１０１号　最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票のための投票用紙及び不在者投票用封筒を交付する場所を定めることについて

全委員異議なく、原案のとおり決定した。

○第１０２号　衆議院議員総選挙における不在者投票のための投票用紙及び不在者投票用封筒を郵便等によって発送できる日について

全委員異議なく、原案のとおり決定した。

○第１０３号　最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票のための投票用紙及び不在者投票用封筒を郵便等によって発送できる日について

全委員異議なく、原案のとおり決定した。

○第１０４号　登録の移替えの延期を定めることについて

全委員異議なく、原案のとおり決定した。

《 議 事 》

発言者	内容
委員長	只今より、令和7年度第22回芦屋町選挙管理委員会を開催します。 なお、本日の署名委員は柴田委員と加藤委員です。 それでは、事務局からお願いします。
書記	本日は、事務局より14件、議事の説明をさせていただきます。ひとつずつ議案の説明をおこない、質問と採決を行わせていただきます。 **〇議案第91号　選挙時登録の要領について** （議案第91号　選挙時登録の要領について説明）
委員長	只今、事務局より説明がありましたが、何かご意見等はありますか。 （特になしとの声あり） それでは、特にないようですので、採決を取りたいと思います。議案第91号について、異議はありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議がないようですので、議案第91号は提案どおり可決しました。 つづきまして、議案第92号について説明をお願いします。
書記	**〇議案第92号　期日前投票所を定めることについて** （議案第92号　期日前投票所を定めることについて説明）
委員長	只今、事務局より説明がありましたが、何かご意見等はありますか。 （特になしとの声あり） それでは、特にないようですので、採決を取りたいと思います。議案第92号について、異議はありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議がないようですので、議案第92号は提案どおり可決しました。 つづきまして、議案第93号について説明をお願いします。
書記	**〇議案第93号　在外選挙人に係る期日前投票所を定めることについて** （議案第93号　在外選挙人に係る期日前投票所を定めることについて説明）

委員長	只今、事務局より説明がありましたが、何かご意見等はありますか。 （特になしとの声あり） それでは、特にないようですので、採決を取りたいと思います。議案第93号について、異議はありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議がないようですので、議案第93号は提案どおり可決しました。 つづきまして、議案第94号について説明をお願いします。
書記	**○議案第94号　投票所を定めることについて** （議案第94号　投票所を定めることについて説明）
委員長	只今、事務局より説明がありましたが、何かご意見等はありますか。 （特になしとの声あり） それでは、特にないようですので、採決を取りたいと思います。議案第94号について、異議はありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議がないようですので、議案第94号は提案どおり可決しました。 つづきまして、議案第95号について説明をお願いします。
書記	**○議案第95号　開票の日時及び場所を定めることについて** （議案第95号　開票の日時及び場所を定めることについて説明）
委員長	只今、事務局より説明がありましたが、何かご意見等はありますか。 （特になしとの声あり） それでは、特にないようですので、採決を取りたいと思います。議案第95号について、異議はありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議がないようですので、議案第95号は提案どおり可決しました。 つづきまして、議案第96号について説明をお願いします。
書記	**○議案第96号　候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて**

	（議案第96号　候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて説明）
委員長	只今、事務局より説明がありましたが、何かご意見等はありますか。 （特になしとの声あり） それでは、特にないようですので、採決を取りたいと思います。議案第96号について、異議はありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議がないようですので、議案第96号は提案どおり可決しました。 つづきまして、議案第97号について説明をお願いします。
書記	**○議案第97号　開票立会人決定のくじを行う日時及び場所を定めることについて** （議案第97号　開票立会人決定のくじを行う日時及び場所を定めることについて説明）
委員長	只今、事務局より説明がありましたが、何かご意見等はありますか。 （特になしとの声あり） それでは、特にないようですので、採決を取りたいと思います。議案第97号について、異議はありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議がないようですので、議案第97号は提案どおり可決しました。 つづきまして、議案第98号について説明をお願いします。
書記	**○議案第98号　ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて** （議案第98号　ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて説明）
委員長	只今、事務局より説明がありましたが、何かご意見等はありますか。 （特になしとの声あり） それでは、特にないようですので、採決を取りたいと思います。議案第98号について、異議はありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議がないようですので、議案第98号は提案どおり可決しました。 つづきまして、議案第99号について説明をお願いします。

書記	**○議案第99号　最高裁判所裁判官国民審査の氏名等の掲示場所を定めることについて** （議案第99号　最高裁判所裁判官国民審査の氏名等の掲示場所を定めることについて説明）
委員長	只今、事務局より説明がありましたが、何かご意見等はありますか。 （特になしとの声あり） それでは、特にないようですので、採決を取りたいと思います。議案第99号について、異議はありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議がないようですので、議案第99号は提案どおり可決しました。 つづきまして、議案第100号について説明をお願いします。
書記	**○議案第100号　衆議院議員総選挙における不在者投票のための投票用紙及び不在者投票用封筒を交付する場所を定めることについて** （議案第100号　衆議院議員総選挙における不在者投票のための投票用紙及び不在者投票用封筒を交付する場所を定めることについて説明）
委員長	只今、事務局より説明がありましたが、何かご意見等はありますか。 （特になしとの声あり） それでは、特にないようですので、採決を取りたいと思います。議案第100号について、異議はありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議がないようですので、議案第100号は提案どおり可決しました。 つづきまして、議案第101号について説明をお願いします。
書記	**○議案第101号　最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票のための投票用紙及び不在者投票用封筒を交付する場所を定めることについて** （議案第101号　最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票のための投票用紙及び不在者投票用封筒を交付する場所を定めることについて説明）
委員長	只今、事務局より説明がありましたが、何かご意見等はありますか。 （特になしとの声あり）

	それでは、特にないようですので、採決を取りたいと思います。議案第101号について、異議はありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議がないようですので、議案第101号は提案どおり可決しました。 つづきまして、議案第102号について説明をお願いします。
書記	**○議案第102号　衆議院議員総選挙における不在者投票のための投票用紙及び不在者投票用封筒を郵便等によって発送できる日について** （議案第102号　衆議院議員総選挙における不在者投票のための投票用紙及び不在者投票用封筒を郵便等によって発送できる日について説明）
委員長	只今、事務局より説明がありましたが、何かご意見等はありますか。 （特になしとの声あり） それでは、特にないようですので、採決を取りたいと思います。議案第102号について、異議はありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議がないようですので、議案第102号は提案どおり可決しました。 つづきまして、議案第103号について説明をお願いします。
書記	**○議案第103号　最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票のための投票用紙及び不在者投票用封筒を交付する場所を定めることについて** （議案第103号　最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票のための投票用紙及び不在者投票用封筒を郵便等によって発送できる日について説明）
委員長	只今、事務局より説明がありましたが、何かご意見等はありますか。 （特になしとの声あり） それでは、特にないようですので、採決を取りたいと思います。議案第103号について、異議はありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議がないようですので、議案第103号は提案どおり可決しました。 つづきまして、議案第104号について説明をお願いします。

書記	**〇議案第 104 号　登録の移替えの延期を定めることについて** （議案第 104 号　登録の移替えの延期を定めることについて説明）
委員長	只今、事務局より説明がありましたが、何かご意見等はありますか。 （特になしとの声あり） それでは、特にないようですので、採決を取りたいと思います。議案第 104 号について、異議はありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議がないようですので、議案第 104 号は提案どおり可決しました。 続いて、事務局よりその他の説明をお願いします。
書記	その他につきまして、次回の選挙管理委員会の日程についてです。次回は令和 8 年 1 月 26 日（月）10 時 30 分から開催します。事務局からは以上です。
委員長	只今、事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見等はありますか。 （一呼吸おいて） それでは、特に無いようですので、これにて、令和 7 年度第 22 回芦屋町選挙管理委員会を閉会します。皆様、おつかれさまでした。